

○ 信用金庫法施行規則第一百八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第三十九号）

改正案	現行
<p>(国内基準行) 第一条 (略)</p> <p>2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項において同じ。）に信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四十二号）第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該金庫の関連法人等（信用金庫法施行規則第一百七十七条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。次条第五項において同じ。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第五項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、前二項に規定する国内基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。</p>	<p>(国内基準行) 第一条 (略)</p> <p>2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に関連法人等（信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第五項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、前二項に規定する国内基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。</p>

(国際統一基準行)

第二条 (略)

2 前項の信用金庫連合会の子会社等に信用金庫法施行令第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該信用金庫連合会の関連法人等(信用金庫法施行規則第一百七十二条に規定する関連法人等をいう。第四項において同じ。)の単体普通出資等Tier1資本の額(自己資本比率告示第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。)に相当する額、単体その他Tier1資本の額(同条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。)に相当する額及び単体Tier2資本の額(同条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。第四項において同じ。)に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 5 (略)

(国際統一基準行)

第二条 (略)

2 前項の信用金庫連合会の子会社等に関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通出資等Tier1資本の額(自己資本比率告示第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。)に相当する額、単体その他Tier1資本の額(同条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。)に相当する額及び単体Tier2資本の額(同条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。第四項において同じ。)に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 5 (略)